



■信用金庫法第89条に基づく記載事項一覧

単体ベースのディスクロージャー項目 (信用金庫法施行規則第132条における規定)

1.金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織 23

(2) 理事及び監事の氏名及び役職名 23

(3) 会計監査人の氏名又は名称 45

(4) 事務所の名称及び所在地 56

2.金庫の主要な事業の内容 9

3.金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況 2

(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

① 経常収益 46

② 経常利益又は経常損失 46

③ 当期純利益又は当期純損失 46

④ 出資総額及び出資総口数 46

⑤ 純資産額 46

⑥ 総資産額 46

⑦ 預金積金残高 46

⑧ 貸出金残高 46

⑨ 有価証券残高 46

⑩ 単体自己資本比率 46

⑪ 出資に対する配当金 46

⑫ 役員数 46

⑬ 職員数 46

⑭ 会員数 46

(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標

ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、
コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。) 46

イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 46

ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、
利回り及び資金利鞘 46・47

エ.受取利息及び支払利息の増減 47

オ.総資産経常利益率 46

カ.総資産当期純利益率 46

② 預金に関する指標 48

③ 貸出金等に関する指標 48

④ 有価証券に関する指標 50

4.金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制 14

(2) 法令等遵守の体制 15

(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 19

(4) 金融ADR制度への対応 16

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
又は損失金処理計算書 40・41

(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに
掲げるものの合計額

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 52

② 危険債権 52

③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ) 52

④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ) 52

⑤ 正常債権 52

(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 30

(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

① 有価証券 50

② 金銭の信託 51

③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引 51

(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 52

(6) 貸出金償却の額 52

(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、
損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書に
ついて会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 45

6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況

に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 54

※直近の事業年度における財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る
内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名 45

※信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権 52

※退職給付会計に関する事項 53

連結ベースのディスクロージャー項目 (信用金庫法施行規則第133条における規定)

該当ございません